第二千七百六十号

平成三十年 月十八日

木

曜  $\exists$ 

上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 告 示

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更…………| |

## 公安委員会

○平成二十九年十二月二十五日付け第二千七百五十六号中…………………………一五

### 告 示

## 山梨県告示第五号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成三十年一月十八日

山梨県知事 後

斎

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上野原市 (国有林。 次の図に示す部

- 二 保安林として指定された目的 保安林として指定された目的水源の涵養分に限る。)、上野原市(次の図に示す部分に限る。)
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」 及び 「次のとおり」 は、 省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

# 山梨県告示第六号

設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年二月八日まで一 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

平成三十年一月十八日

山梨県知事

後

藤

斎

路 道路の種類 線名 県道 四日市場上野原線

三 道路の区域

六七・六	三七七七	新	历 下 崔 唐 气食 之 与 卫 己 丑 名 三 书
	= <del>1</del>		上予京庁鳴哥字反长易四五〇二番二也七まら
六七・六	一四・六〜	旧	上野原市鶴島字飯米場四五〇一番四地先か
(メートル)	(メートル) 敷地の幅員	の旧 別新	区

### 公 告

か、 請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、 覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査 いて準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦 地改良事業(南部地区中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、同条第六項にお 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土 山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。 平成三十年一月十八日 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更 前記の審査請求のほ

後 藤

斎

- 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 この公告の日から平成三十年二月十六日まで
- 三 縦覧場所 南部町役場

縦覧書類

公 報 第二千七百六十号 平成三十年一月十八日

Щ

梨

県

Щ

梨

五 四 取消訴訟の出訴期間 審查請求期間 この公告の日から平成三十年三月五日まで この公告の日から平成三十年七月十八日まで

## 公安委員会

山梨県公安委員会告示第五号

委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。 日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委 (昭和三十五年山梨県公安

平成三十年一月十八日

山梨県公安委員会 委

員 長 赤 尚 利

行

別表第 中

三八八

を

三八八

布施 告示第一五七号平成二九年一二月七日

の十字路交差点)の十字路交差点)の十字路交差点)の十字路交差点)

の十字路交差点)の十字路交差点)の十字路交差点)の十字路交差点) 布施 告示第一五七号平成二九年一二月七日

路交差点) 中府市西下条町一、三七〇番地一 西下条南 告示第五号 月一八日

三八九

の十字路交差点) の十字路交差点) 中州市塩山下於曽八五一番地三先 下於曽

に、

八

を

告示第三〇号 平成二九年三月二三日

	八二	一 八 一
	道路)との丁字路交差点)	の十字路交差点) (主要地方道白井甲州線と市道と 甲州市塩山下於曽八五一番地三先 〒
	日 手ランプ入	下於曽
	告示第五号平成三〇年一月一八日	告示第三○号
L	_	

				ız		
六 一 〇	六 〇 九	六〇八	六〇七	別表第四に改める。	八二	
プリン幡道東 (四国 ブラ線プ北路連西○道 ンオ下ラ八絡関号一	プンりン幡道東 (四国 ) ラ線プ北路連西○道 ンオ上ラ八絡関号一	四国 〇道 号一	根宿県 線上道 曽鶯		道の出路とはおります。	の十字
(三一五メートル) ・ (三一五メートル) ・ (三一五メートル) ・ (三一五メートル) ・ (三一五メートル) ・ (三一五メートル) ・ (三一五メートル) ・ (三一五メートル) ・ (三一五メートル)	(二二五メートル) (二二五メートル) (二二五番番 地型市北一、一一五番 地型市北一、一一五番 (二二五メートル) 間 での問 間 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の の に の の の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の	ル) 導流部)(七〇メート 一先までの間(左折 から山梨市東七五番地 山梨市東七八番地二先	ル) 導流部)(一五メート 六八一番地二先(左折 笛吹市境川町寺尾二、	の六〇六の項の次に次のように加える。	との丁字路交差点) 国道一四〇号(西関東連絡 東七四番地一先(国道一四 東	の十字路交差点)
車両	車両	車両	車両	がえる。		
へ 東 東 下 終 ら 氏 西 西 行	へ 西車 終か 担 ら 東 行	へ 北車 終から進 南行	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		口岩手ランプ入	
部日	部日下	部日	笛吹		告平	
告示第五号 一八日 第五号 月	告示第五 第五号 年一月	告示第五号 一八日 平成三〇年一月	告示第五号 一八日 一月 日 日		告示第五号 平成三〇年一月一八日	

第二千七百六十号 平成三十年一月十八日

	_	_	L			
別表第六の	一 五 九	の項を次のように改める。				
一 五 九 四国	四国一号一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(小手指交差点) (小手指交差点) (小手指交差点) お進す 終日		北 杜	告示第五号 平成三〇年一	月
別表第十の三、	九一	一の項を次のように改める。				
三、九二二	 五国 八道 号三	先甲府市西下条町一、三七○番地一	=	府南 甲	告示第五号 平成三〇年一	月
別表第十の五	Ti	四二の項の次に次のように加える。				
五、五四三	一 三 市道	南アルプス市桃園七〇五番地先	1	スル南 プア	告示第五号 一八日 平成三〇年一	月
五、五四四	市道	南アルプス市榎原七八八番地一先	=	スル南 プア	告示第五号 一八日 平成三〇年一	月
五、 五 四 五	五 線岳杜方主 公八道要 園ヶ北地	地二、五〇二先北杜市大泉町西井出八、二四〇番	_	北 杜	告示第五 一八日 第五 号	月
五、五四六	六 四国 〇道 号一	山梨市東七四番地一先	=	部日下	告示第五号 一八日 平成三〇年一	月
五、五四七	七 四国 〇道 号一	部) 山梨市東七五番地一先(左折導流	_	部日下	告示第五号 一八日〇年一	月
五、五四四	進口方主 線湖道要 精河地	番地先衛都留郡富士河口湖町河口六八〇	Ξ	吉富 田士	告示第五号 一平成三○年一	月

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
本道東 四国 線路連西〇道 ・ 絡関号一
のブ道番点側経二甲 両線路地う出寺番府 側と岩三か入山地市 側と号先らロトー桜 分ラ(山上ン三井 岐ン西梨下ネ二町 点プ関市線ル先一
<ul><li>・東東の甲( 、</li><li>まラ連八分府大○</li><li>でン絡一岐市蔵六</li></ul>
九、
六 三 ○
六三○自動車
四は合る当に基実規交よ識変式制集けに象常へ時気異した六 〇、一場す該準施制通るに標可御中るお時気異等象常、だ〇
部日笛甲 下吹府
号告八年平 示日一成 第 月三 五 一○

八一 五 〇	別表第十
市道	- 四 の 一
富士吉田市上吉田四、 同士の「宇宙」 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	、○八五の項を次のように改める。
二、八五〇	に改める。
°を①け原車 `除②ん付両 く③引・(	
五〇	
吉富田士	
号告八年平 示日一成 第 月三 五 一〇	

別表第十四の一、六一〇の項を次のように改める。

別表第十四の一、七五一の項の次に次のように加える。

五二 四〇号 地二先(西関東連絡道

自動車

部 年一月一

プンりン幡道東( )ラ線プ北路連西 ンオ上ラ八絡関

713
手
千七百
皇
皇
十号
亏
平
平成
$\equiv$
十年
车
<u>.</u>
月
7
Į,
台
Ц

四 四 五	別表第十五	五一 五 七	五一 四 ` 七	五一、三、七
本道東(四国 線路連西〇道 ・絡関号一	の 四	市道	西士県 桂吉道 線田富	プフりン幡道東(四国 )ラ線プ北路連西○道 ンオ下ラ八絡関号一
の両側 の両側 の所したいでは、 の両側 の所は、 の所したいでは、 の所したいでは、 の所は、 の分し、 のののがは、 ののののがは、 ののののののののがは、 のののののののののの	四五の項を次のように改める。	の両側路 (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国)	番地一先までの両側 士吉田市上暮地一〇六 目二七番一号先から富 富士吉田市上暮地一丁	ル型市北七七番地口)までの間 の間の間の間の がありまでの間の は、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型のでは、一型では、一型では、一型では、一型でのは、一型でのは、一型でのは、一型でのは、一型でのは、一型でのは、一型では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型で
九、六三〇	める。	一、六〇〇	0	五
車両		除②け原車 く③ん付両 <sub>-</sub> 。 。 。 。	除②け原車 く③ん付両 <sub>-</sub> 。 。 ・	自動車
終日		四〇	四 〇	<u>ш</u> О
部日笛甲 下吹府		吉富 田士	吉富 田士	部日下
号告八年平 示日一成 第 月三 五 一〇		号告八年平 示日一成 第 月三 五 一〇	号告八年平 示日一成 第 月三 五 一〇	号告八年平 示日一成 第 月三 五 一〇

別表第十六の二、	
九五二の項を次のように改める。	

号告八 宗 五

東進車両)   東進車両)   東進車両)   東ルプス市吉田七八七番地一	九五二市道
東進車両) 東進車両) 東進車両) 東進車両)	東進車両) 市道同士の十字路交差点・ 南アルプス市吉田七八七番地一
• —	• —
	プ南 スア ル

五、一一八八
削除
笛吹
告示第五号 一八日 年一月

# 別表第十六の七、七四〇の項を次のように改める。

根線   交差点・北進車両)   根線   交差点・北進車両)   東道鶯 笛吹市境川町寺尾二、
交差点・北進車両が
・北進車両と市で、「別町寺尾」
・北進車両)
湯二
道との丁字二
字二路番
笛吹
告示所 一平成 第五 号 年
月

# 別表第十六の一一、九二五の項の次に次のように加える。

告示第五号 一八日 平成三〇年一月	田富士吉	丁字路交差点・西進車両)八八二番地先(県道と町道との八八二番地先(県道と町道との南都留郡富士河口湖町勝山四、	線津県 小道 海船	一、九二八
告示第五号 一八日 平成三〇年一月	プ南 スア ル	点・東進車両) 二先(市道同士の十字路交差 南アルプス市榎原八六三番地六	市道	一、九二七
告示第五号 一八日 平成三〇年一月	プ南 スア ル	西進車両) 先(市道同士の十字路交差点・南アルプス市榎原七九四番地三	市道	一、九二六

# 別表第十七の一、三九七の項の次に次のように加える。

<u> </u>	
三九八	
西士県 桂吉道 線田富	
の両側 の両側 の両側 の一○六番地一先まで 丁目二七番一号先か 丁昌二吉田市上暮地一 まで	
11 0	
車両	
終日	
吉富 田士	
号告八年平 示日一成 第 月三 五 一〇	

### 兀

梨 県 公 報

Щ

第二千七百六十号 平成三十年一月十八日

四六	四 五
四六  主要地	線府方主 韮道要 崎甲地
甲府市桜井町六四 二	番府九甲 地市番市 二桜 北二桜 北町 大井町 大川 での三 町 七甲 七甲
	111
上記区	よ区方たり等路でたでう」標「《路及路ち間上 る分向進示に標 》区示。と示道以標び標 》の記 。に別行しよ示道間し、い等路下示道識道う区
上記区十郎橋	よ区方たり等路でたでう」標「《路及路ち間上る分向進示に標、区示。と示道以標び標、の記。に別行しよ示道間し》い等路下示道識道う区の1三上点西十区ト〇り西交郎間ルメ線側差橋
上記区 十郎橋 車両	の   三上点西十 区ト〇り西交郎
車	の 1 三上点西十 区 ト 〇 り 西 交郎 間 ルメ線 側 差橋 車

一八 四国 〇道 号一 甲府市桜井町六四三番地一先 橋十 西郎 甲府

告示第五号 一八日 年 一

別表第二十三の四四の項の次に次のように加える。

別表第二十二の二の一六の項の次に次のように加える。 一 七 線府方主 韮道要 崎甲地 甲府市桜井町六三七番地二先 橋十 西郎 甲府 告示第五号 一八日 年 年

イ大○国 パ月号道 スバ〜二 差点)までの北側歩道 駒橋二丁目五番一二号先(駒橋交 前の高校南交差点)から大月市 大月市大月二丁目一〇番一二号先 大月 告示第五号 月 八

別表第十九の二一二の項の次に次のように加える。

## 正

誤

0 二十一号(職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 平成二十九年十二月二十五日 (第二千七百五十六号) 公布山梨県人事委員会規則第

号 年	月月月八八
лд	
口七	
四国 〇道 号一	線府方 韮道 崎甲
番府三甲府 市番地 ・ 市番地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	番地市番地一先までの六十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
Д	
よ区方たり等路でたでう」標「《路及路ち間上 る分向進示に標、区示。と示道以標び標、の記 。に別行しよ示道間し、い等路下示道識道う区	よ区方たり等路でたでう」標「、路及路ち間る分向進示に標 、区示。と示道以標が標、の。に別行しよ示道間し、い等路下示道識道う
の 1 三下点西十 区ト〇り北交郎 間ルメ線側差橋	の l 三下点西 区 l ○ り 西交 間 ルメ線側差
車両	
甲 府	
告月平 示八八三 第五日 安 七 七	告月 示八 第五 号

			_
発行者	道道指導)	七七九	山梨
山梨県	の 誤 h	七七九ページ上段中	県公報
甲府市丸の内一丁目六番一号		平 警察官A(男性/武道指導)	第二千七百六十号 平成三十年一月十八日
<b>7</b> H		は	一月十八
印刷所 ㈱サンニチ印刷		警察官A(男性/武	
甲府市北口二丁目六番			